



11月は乳幼児突然死症候群 対策強調月間

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然亡くなってしまふ病気です。日本では、出生4,000人に1人の発症頻度で生後2～6か月に多いとされています。原因は、まだわかっていませんが、育児環境の中に突然死を高める3つの因子があることがわかっています。

【3つのポイント】

- ①あおむけ寝で育てましょう。
- ②たばこはやめましょう。
- ③出来るだけ母乳で育てましょう。

これらのポイントは、突然死の直接の原因ではありませんが、子育てに関しこれらを参考に日頃の子育てを再確認していただき、おらかな気持ちで子育てをしましょう。

秋の総合健診のお知らせ

秋の総合健診の申し込みを受け付けています。健（検）診は身体の状態をチェックできるよい機会です。まだ、受診されていない対象者の人は、健（検）診項目・日程を確認し、ぜひ受けてください。

期 日	場 所	受付時間など
11月25日（日）	総合福祉センター	午前8時30分から 10時30分まで ※結果説明会は 後日行います
11月26日（月）		
11月27日（火）		

- **申し込み方法** 直接、総合福祉センターまでご連絡をお願いします。
- **健（検）診内容** 各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス）、結核検診、基本健診、特定健診
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

乳幼児健診・相談

11月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。



- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

健診内容	期 日	生年月日
4か月健診	11月8日（木）	平成24年6月14日から 平成24年7月16日生まれ
7か月健診	11月22日（木）	平成24年3月30日から 平成24年4月26日生まれ
12か月健診		平成23年11月1日から 平成23年11月30日生まれ
1歳半健診	11月1日（木）	平成23年4月5日から 平成23年5月1日生まれ
3歳児健診		平成21年10月5日から 平成21年11月1日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	11月28日（水）	平成24年9月25日から 平成24年10月29日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

予防接種

■BCG予防接種

- ▽4か月健診のときに一緒に行います
- ▽接種期間 生後6か月未満
- ▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
11月8日（木）	午後1時30分から2時まで
12月13日（木）	

■ポリオ予防接種



11月より、ジフテリア、百日咳、破傷風混合ワクチン（DPT）に不活化ポリオワクチンを加えた4種混合が接種できるようになりました。接種の仕方などについてはかかりつけの医療機関にご相談いただくか、総合福祉センターまでお問い合わせください。



母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- **とき** 11月7日、14日、21日、28日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）

Support

国民

年金の

国民年金からの
お知らせです。

そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番



年末調整や確定申告には 「社会保険料（国民年金保 険料）控除証明書」を

国民年金保険料は
社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納
付した全額が所得税・市
町村民税の社会保険料控
除の対象となります。

国民年金保険料を社会
保険料控除として申告す
る場合は、毎年1月1日
から12月31日までの間に
納付（納付見込みを含む）
した国民年金保険料の額

を証明する書類の添付等
が必要です。

毎年11月上旬頃に送付

このため、生命保険会
社等が発行する控除証明
書と同様に、1年間に納
付した国民年金保険料の
額を証明する「社会保
険料（国民年金保険料）控
除証明書」（ハガキ）が
日本年金機構から11月上

旬までに送付されます。

証明内容は、本年1月
から9月30日までの間に
納付された国民年金保険
料額と、年内に納付が見
込まれる場合の納付見込
み額です。

1月下旬に
送付される場合

今年をはじめ国民年金
に加入した場合など、10
月1日から12月31日ま
での間に初めて保険料を納
付する人については、翌
年1月下旬に同様の証明
書が送付されます。

国民年金保険料は世帯
で連帯して納付

国民年金保険料は、被
保険者本人だけでなく、
その世帯の世帯主及
び配偶者も連帯して納付
する義務があります。ご
家族の国民年金保険料を
納付した場合は、その納
付額の全額が納付した人
の所得税等の控除対象と
なりますので、年末調整
等の手続きの際にご自身
の社会保険料の額と合算
して申告してください。

この場合、ご家族分の「社

会保険料（国民年金保
険料）控除証明書」も、申
告する人の申告書に添付
等する必要があります。

お問い合わせは、直方
年金事務所（0949）
22局0891番、ま
たは「控除証明書専用
ダイヤル」（0570・
070・117）のご利
用をお願いします。

* 日本年金機構ホ
ムページ <http://www.nenkin.go.jp/>

扶養親族等申告書の 提出をお忘れなく

老齢年金等（老齢また
は退職を支給事由とする
年金）には、所得税法上、
「雑所得」として所得税
がかかります（障害年金
や遺族年金には税金はか
かりません）。所得税は
受け取る年金から源泉徴
収されますが、源泉徴収
の対象となるのは年金額
が百五十八万円以上の人
のみです（65歳未満の人
は百八万円以上）。

所得税には、納税者
の税を負担する能力に応
じた課税を行うために各
種の控除が設けられてい
ます。公的年金等に係る
源泉徴収の際はこの控除
を受けるためには、あら
かじめ「公的年金等の受
給者の扶養親族等申告
書（ハガキ）」（以下、「扶
養親族等申告書」とい
います）を日本年金機構に
提出しなければなりません

この扶養親族等申告書
は、毎年11月上旬までに
日本年金機構から対象と
なる年金受給者の人に送
付されます。必要事項を
記入の上、12月1日まで
に日本年金機構にお忘れ
なく提出してください。

また、扶養親族等申告
書が届かない場合や、な
くしてしまつた場合な
どには、日本年金機構の
ホームページをご覧いた
だくか（申告書をダウン
ロードすることができま

す）、お近くの年金事務
所、または「ねんきん
ダイヤル」（0570・
05・1165（市内通
話料金のみ））にお問い
合わせください。

扶養親族等申告書は、
所得税の控除を受けるた
めの大切な届書です。申
告書が提出されないとし
て扱われてしまいますの
で、忘れずに提出して
ください。

